

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3701231号
(P3701231)

(45) 発行日 平成17年9月28日(2005.9.28)

(24) 登録日 平成17年7月22日(2005.7.22)

(51) Int.C1.⁷

F 1

HO4N	1/32	HO4N	1/32	L
GO6F	13/00	HO4N	1/32	Z
HO4M	11/00	GO6F	13/00	601C
HO4N	1/00	HO4M	11/00	303
		HO4N	1/00	107Z

請求項の数 6 (全 10 頁)

(21) 出願番号

特願2001-365903 (P2001-365903)

(22) 出願日

平成13年11月30日 (2001.11.30)

(65) 公開番号

特開2003-169200 (P2003-169200A)

(43) 公開日

平成15年6月13日 (2003.6.13)

審査請求日

平成14年12月24日 (2002.12.24)

前置審査

(73) 特許権者 000006150

京セラミタ株式会社

大阪府大阪市中央区玉造1丁目2番28号

(74) 代理人 100085501

弁理士 佐野 静夫

(72) 発明者 野田 辰夫

大阪府大阪市中央区玉造1丁目2番28号

京セラミタ株式会社内

審査官 日下 善之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】通信装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

送信先や送信元の登録データを記憶する記憶部と、該記憶部から必要な登録データを選択して読み出す選択制御部とを備え、

送信先又は送信元の候補を出力する際に、前記選択制御部は、前記記憶部の送信先及び送信元の登録データを出力することを特徴とする通信装置。

【請求項2】

前記記憶部は、送信先の登録データを記憶する送信先データ記憶部と、送信元の登録データを記憶する送信元データ記憶部とからなり、

送信先の候補を出力する際に、前記選択制御部は、前記送信先データ記憶部及び前記送信元データ記憶部の両登録データを出力することを特徴とする請求項1記載の通信装置。10

【請求項3】

送信元の候補を出力する際に、前記選択制御部は、前記送信元データ記憶部の登録データを出力することを特徴とする請求項2記載の通信装置。

【請求項4】

電子メールを送信する場合は送信先の候補を出力する際に、前記選択制御部は、前記送信先データ記憶部及び前記送信元データ記憶部の両登録データの内、電子メールアドレスが登録されている登録データを出力することを特徴とする請求項2又は3記載の通信装置。

【請求項5】

送信先端末装置のIPアドレスを指定して送信する場合は送信先の候補を出力する際に、前記選択制御部は、前記送信先データ記憶部及び前記送信元データ記憶部の両登録データの内、IPアドレスが登録されている登録データを出力することを特徴とする請求項2又は3記載の通信装置。

【請求項6】

前記通信装置は、ネットワークスキャナ、又はネットワークファクシミリであることを特徴とする請求項1記載の通信装置。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、ネットワークスキャナやネットワークファクシミリ等の通信装置に関するものである。

【0002】

【従来の技術】

近年、社内LANを利用して複数のパーソナルコンピュータ（以下、PCと記す）等の端末装置、サーバ、プリンタ、ファクシミリ、スキャナ等を配設することにより、1つのプリンタ、ファクシミリ、スキャナ等を共有して使用するネットワークシステムが構築されている。

【0003】

このネットワークシステムにおいて、ネットワークスキャナやネットワークファクシミリ等の通信装置には、操作の簡略化のために送信元や送信先を登録できるワンタッチキーが設けられているものが多い。ユーザはこのワンタッチキーに使用頻度の高い送信元又は送信先の名称及びIPアドレスや電子メールアドレスを登録することにより、送信時には所望のワンタッチキーを押下するだけで送信元や送信先を指定することができる。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、ワンタッチキーは送信元と送信先を別々に登録する必要があった。即ち、送信元として登録されたワンタッチキーは、送信先の候補としては表示されず、送信元と送信先の両方になり得る端末装置は送信元と送信先の両方に登録しなければならず、手間が掛かっていた。

【0005】

例えば、共有のネットワークスキャナから隣の席のPCへ画像データを送信する場合には、ワンタッチキーの送信先として隣の席のPCを、送信元として自分のPCを登録しておくことが望ましい。一方、隣の席の人がネットワークスキャナを使用する場合は、送信元として隣の席のPCを指定するためワンタッチキーの送信元として隣の席のPCを登録しておくことが望ましい。従って、隣の席のPCを送信先と送信元の両方に登録しなければならず、手間が掛かる。

【0006】

本発明は、上記の問題点に鑑み、登録データを送信元と送信先の両方に重複して登録する必要がなく、登録の手間を軽減した通信装置を提供することを目的とする。

【0007】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するために、本発明に係る通信装置は、送信先や送信元の登録データを記憶する記憶部と、該記憶部から必要な登録データを選択して読み出す選択制御部とを備え、

送信先又は送信元の候補を出力する際に、前記選択制御部は、前記記憶部の登録データを出力することを特徴とする。

【0008】

これにより、送信時の送信先と送信元との選択時において、登録データが送信先と送信元の区別なく出力されるので、ユーザは送信元の登録データを送信先に重複して登録する必

10

20

30

40

50

要がなく、登録の手間を軽減することができる。

【0009】

上記の通信装置において、前記記憶部は、送信先の登録データを記憶する送信先データ記憶部と、送信元の登録データを記憶する送信元データ記憶部とからなり、

送信先の候補を出力する際に、前記選択制御部は、前記送信先データ記憶部及び前記送信元データ記憶部の両登録データを出力するようにしてもよい。

【0010】

このように、登録時には送信元と送信先を別々に登録し、送信時の送信先選択時には送信先として登録されたデータとともに、送信元として登録されたデータを出力することにより、ユーザは送信元として登録されたデータも送信先として選択することができるため、10 送信元の登録データを送信先に重複して登録する必要がなく、登録の手間を軽減することができる。

【0011】

更に、上記の通信装置において、送信元の候補を出力する際に、前記選択制御部は、前記送信元データ記憶部の登録データを出力するようにしてもよい。

【0012】

これにより、送信元の候補の出力時に、不要な送信先の登録データを出力することがなく候補の数を抑えることができるため、ユーザは所望の候補を選択し易くなる。

【0013】

また、上記の通信装置において、電子メールを送信する場合は送信先の候補を出力する際に、前記選択制御部は、前記送信先データ記憶部及び前記送信元データ記憶部の両登録データの内、電子メールアドレスが登録されている登録データを出力するようにしてもよい。20

【0014】

これにより、電子メールの送信先の候補の出力時に、電子メールアドレスが登録されていない送信できない宛先を出力することができないため、ユーザは所望の候補を選択し易くなる。

【0015】

また、上記の通信装置において、送信先端末装置のIPアドレスを指定して送信する場合は送信先の候補を出力する際に、前記選択制御部は、前記送信先データ記憶部及び前記送信元データ記憶部の両登録データの内、IPアドレスが登録されている登録データを出力するようにしてもよい。30

【0016】

これにより、送信先端末装置の候補の出力時に、IPアドレスが登録されていない送信できない宛先を出力することができないため、ユーザは所望の候補を選択し易くなる。

【0017】

また、上記の通信装置は、ネットワークスキャナ、又はネットワークファクシミリとすることができる。

【0018】

【発明の実施の形態】

図1は、本発明のネットワークスキャナを用いたネットワークシステムの構成を示すブロック図である。社内LAN等で構築されたこのネットワークシステムは、画像データを電子メール送信や各端末装置へ直接送信できる通信装置としてのネットワークスキャナ10と、ネットワークスキャナ10からの画像データを受信したり、電子メールを送受信できる複数の送信先端末装置としてのPC11a～11nと、電子メールを配信するメールサーバ12とから構成される。40

【0019】

図2は、本発明のネットワークスキャナ10の送信先及び送信元の登録／選択に係る要部の構成を示すブロック図である。ネットワークスキャナ10は、画面に表示するとともに入力操作が可能なタッチパネル20と、タッチパネル20での入力操作により送信元の登

録を制御する送信元登録制御部 21 と、タッチパネルでの入力操作により送信先の登録を制御する送信先登録制御部 22 と、送信元登録制御部 21 や送信先登録制御部 22 から受け取った登録データを記憶する HDD 等からなる記憶部 23 と、送信時にタッチパネル 20 に送信元の候補を表示するために記憶部 23 から必要な登録データを選択して読み出す送信元選択制御部 24 と、送信時にタッチパネル 20 に送信先の候補を表示するために記憶部 23 から必要な登録データを選択して読み出す送信先選択制御部 25 とから構成される。

【0020】

なお、記憶部 23 は送信先の登録データを記憶する送信先データ記憶部 23a と、送信元の登録データを記憶する送信元データ記憶部 23b とから構成される。 10

【0021】

なお、図 2 ではユーザインターフェースとしてタッチパネル 20 を用いたが、図 1 の PC 11a ~ 11n の何れかを用いてもよい。

【0022】

次に、送信元や送信先を登録するときのネットワークスキャナ 10 の動作について説明する。まず、送信元を登録するときは、ユーザはタッチパネル 20 を操作して初期設定メニュー（不図示）からスキャナ設定メニュー（不図示）を選択し、更にユーザ登録 / 削除（不図示）を選択する。そうすると、タッチパネル 20 に図 3 のようなユーザ登録 / 削除画面 30 が表示される。このユーザ登録 / 削除画面 30 では複数のユーザ（送信元）番号の何れに登録するかを選択する。 20

【0023】

例えば、図 3 で「001 UserNameA」を選択してユーザ情報修正 31 を選択すると、図 4 のようなユーザ情報登録画面 40 が表示される。このユーザ情報登録画面 40 で電子メールアドレス、IP アドレス、表示名（登録名）、ユーザパスワード、保存フォルダ番号等の設定項目に対する設定値を入力し、最後に登録終了 41 を選択すると送信元の登録が完了する。このとき、登録データは送信元登録制御部 21 を介して送信元データ記憶部 23a に記憶される。

【0024】

一方、送信先を登録するときは、図 5 のようなスキャナ機能選択画面 50 においてアドレス帳編集 51 を選択し、続いて表示される電子メール送信アドレス帳又は PC 送信アドレス帳の何れかを選択する。 30

【0025】

ここで、電子メール送信アドレス帳を選択すると、図 6 のような電子メール送信アドレス帳の画面 60 が表示される。この電子メール送信アドレス帳の画面 60 において新規宛先登録 61 を選択すると、図 7 のような新規宛先登録画面 70 が表示される。そして、新規宛先登録画面 70 で電子メールアドレス、表示名（登録名）等の設定項目に対する設定値を入力し、最後に登録終了 71 を選択すると電子メール送信先の登録が完了する。このとき、登録データは送信先登録制御部 22 を介して送信先データ記憶部 23b に電子メール送信アドレス帳として記憶される。

【0026】

また、送信先の登録で PC 送信アドレス帳を選択すると、図 8 のような PC 送信アドレス帳の画面 80 が表示される。この PC 送信アドレス帳の画面 80 において新規宛先登録 81 を選択すると、図 9 のような新規宛先登録画面 90 が表示される。そして、新規宛先登録画面 90 で IP アドレス、表示名（登録名）、保存フォルダ番号等の設定項目に対する設定値を入力し、最後に登録終了 91 を選択すると PC 送信先の登録が完了する。このとき、登録データは送信先登録制御部 22 を介して送信先データ記憶部 23b に PC 送信アドレス帳として記憶される。 40

【0027】

次に、送信時に送信元や送信先を選択するときのネットワークスキャナ 10 の動作について説明する。ネットワークスキャナ 10 において画像データを送信する手段としては電子 50

メール送信とPC送信があり、送信時には、まず図5のスキャナ機能選択画面50において電子メール送信52又はPC送信53の何れかを選択する。

【0028】

ここで、電子メール送信52を選択すると、図10のような送信元(ユーザ)選択画面100が表示される。このとき、送信元として表示される登録データは、送信元選択制御部24により送信元データ記憶部23aの中から読み出される。

【0029】

この送信元(ユーザ)選択画面100で、例えば「PC11a」を選択して設定101を選択すると、図11のような電子メール送信先選択画面110が表示される。この電子メール送信先選択画面110では送信先の電子メールアドレスを入力するアドレス入力111を行うか、又は記憶部23の登録データから送信先を選択するアドレス帳112を用いるかを選択できる。

【0030】

ここで、アドレス入力111を選択すると、図12のような電子メールアドレス入力画面120が表示される。そして、ユーザは所望の電子メールアドレスを入力して、最後に入力終了121を選択することにより、入力が完了する。

【0031】

一方、図11においてアドレス帳112を選択すると、図13のような送信先選択画面130が表示される。このとき、送信先として表示される登録データは、送信先選択制御部25により送信先データ記憶部23bの中の電子メール送信アドレス帳と、送信元データ記憶部23aの中の登録データとから読み出され、宛先候補として同時に表示される。

【0032】

また、図5のスキャナ機能選択画面50においてPC送信53を選択すると、上記の電子メール送信時の送信元の選択と同様に、図10のような送信元(ユーザ)選択画面100が表示される。そして、送信元を選択すると、図14のようなPC送信先選択画面140が表示される。このPC送信先選択画面140では送信先としてユーザPCに保存141、つまり選択した送信元に保存するか、又は記憶部23の登録データから送信先を選択するアドレス帳142を用いるかを選択できる。

【0033】

ここで、ユーザPCに保存141を選択すると、送信元として選択したPCに画像データを送信することができる。

【0034】

一方、アドレス帳142を選択すると、図15のような送信先選択画面150が表示される。このとき、送信先として表示される登録データは、送信先選択制御部25により送信先データ記憶部23bの中のPC送信アドレス帳と、送信元データ記憶部23aの中の登録データとから読み出され、宛先候補として同時に表示される。

【0035】

このように、登録時には送信元と送信先を別々に登録し、送信時の送信先選択時には送信先として登録されたデータとともに、送信元として登録されたデータを出力することにより、ユーザは送信元として登録されたデータも送信先として選択することができるため、送信元の登録データを送信先に重複して登録する必要がなく、登録の手間を軽減することができる。

【0036】

なお、他の実施形態として、送信元と送信先とを区別することなく記憶部に記憶し、送信時の送信先又は送信元の候補を出力する際には、記憶部の登録データを出力するようにしてもよい。このように、送信元と送信先とを区別することなく管理すれば、重複して登録する必要がなく、登録の手間を軽減することができる。

【0037】

本実施形態においては、通信装置としてネットワークスキャナを用いて説明したが、本発明は同様にネットワークファクシミリへ適用することができる。

【0038】**【発明の効果】**

本発明によれば、送信先又は送信元の候補を出力する際に、選択制御部は、記憶部の登録データを出力することにより、送信時の送信先と送信元との選択時において、登録データが送信先と送信元の区別なく出力されるので、ユーザは送信元の登録データを送信先に重複して登録する必要がなく、登録の手間を軽減することができる。

【0039】

また本発明によれば、送信先の候補を出力する際に、選択制御部は、送信先データ記憶部及び送信元データ記憶部の両登録データを出力することにより、登録時には送信元と送信先を別々に登録し、送信時の送信先選択時には送信先として登録されたデータとともに、送信元として登録されたデータを出力するので、ユーザは送信元として登録されたデータも送信先として選択することができるため、送信元の登録データを送信先に重複して登録する必要がなく、登録の手間を軽減することができる。10

【0040】

また本発明によれば、送信元の候補を出力する際に、選択制御部は、送信元データ記憶部の登録データを出力することにより、送信元の候補の出力時に、不要な送信先の登録データを出力することなく候補の数を抑えることができるため、ユーザは所望の候補を選択し易くなる。

【0041】

また本発明によれば、電子メールを送信する場合は送信先の候補を出力する際に、選択制御部は、送信先データ記憶部及び送信元データ記憶部の両登録データの内、電子メールアドレスが登録されている登録データを出力することにより、電子メールアドレスが登録されていない送信できない宛先を出力することができないため、ユーザは所望の候補を選択し易くなる。20

【0042】

また本発明によれば、送信先端末装置のIPアドレスを指定して送信する場合は送信先の候補を出力する際に、選択制御部は、送信先データ記憶部及び送信元データ記憶部の両登録データの内、IPアドレスが登録されている登録データを出力することにより、IPアドレスが登録されていない送信できない宛先を出力することができないため、ユーザは所望の候補を選択し易くなる。30

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明のネットワークスキャナを用いたネットワークシステムの構成を示すブロック図である。

【図2】 本発明のネットワークスキャナの送信先及び送信元の登録／選択に係る要部の構成を示すブロック図である。

【図3】 本発明のネットワークスキャナのユーザ登録／削除画面を示す図である。

【図4】 本発明のネットワークスキャナのユーザ情報登録画面を示す図である。

【図5】 本発明のネットワークスキャナのスキャナ機能選択画面を示す図である。

【図6】 本発明のネットワークスキャナの電子メール送信アドレス帳の画面を示す図である。40

【図7】 本発明のネットワークスキャナの電子メール送信用の新規宛先登録画面を示す図である。

【図8】 本発明のネットワークスキャナのPC送信アドレス帳の画面を示す図である。

【図9】 本発明のネットワークスキャナのPC送信用の新規宛先登録画面を示す図である。

【図10】 本発明のネットワークスキャナの送信元（ユーザ）選択画面を示す図である。

【図11】 本発明のネットワークスキャナの電子メール送信先選択画面を示す図である。50

【図12】 本発明のネットワークスキャナの電子メールアドレス入力画面を示す図である。

【図13】 本発明のネットワークスキャナの送信先選択画面を示す図である。

【図14】 本発明のネットワークスキャナのPC送信先選択画面を示す図である。

【図15】 本発明のネットワークスキャナの送信先選択画面を示す図である。

【符号の説明】

10 ネットワークスキャナ(通信装置)

11a ~ 11n PC(送信先端末装置)

23 記憶部

23a 送信元データ記憶部

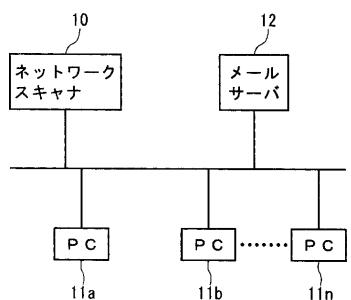
10

23b 送信先データ記憶部

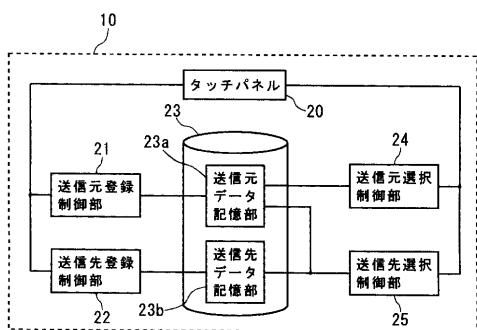
24 送信元選択制御部

25 送信先選択制御部

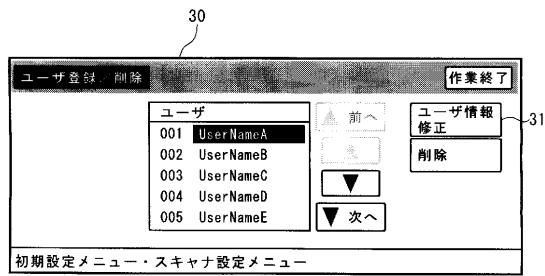
【図1】



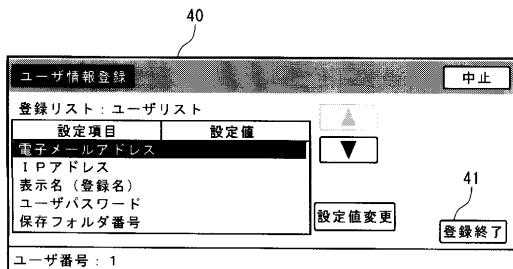
【図2】



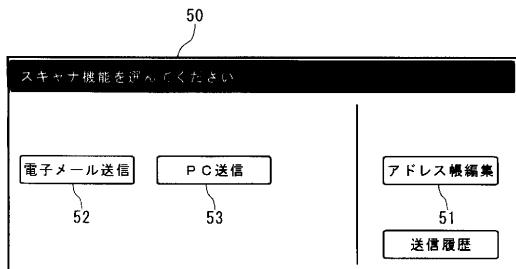
【図3】



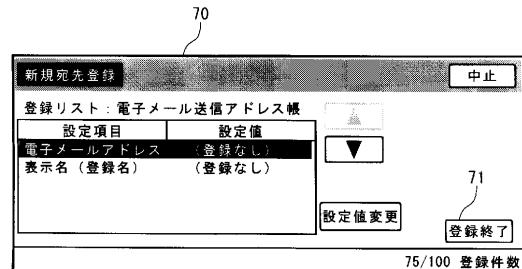
【図4】



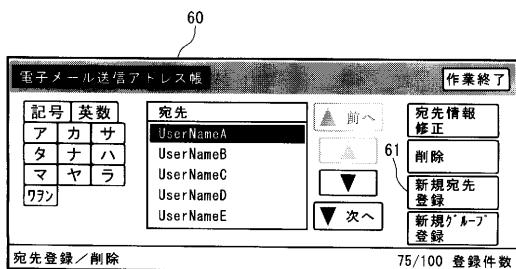
【図5】



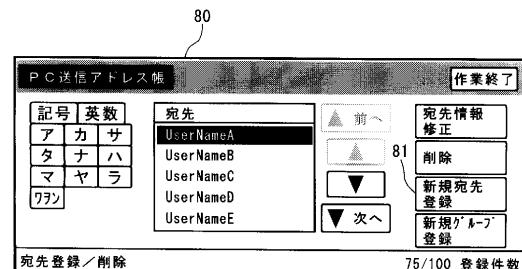
【図7】



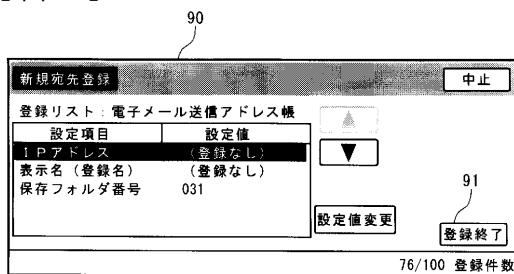
【図6】



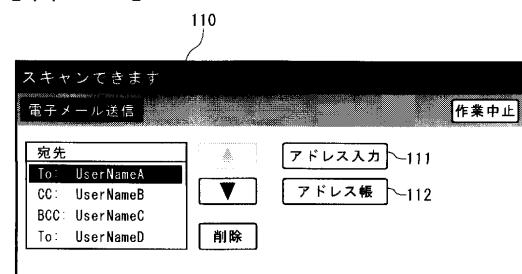
【図8】



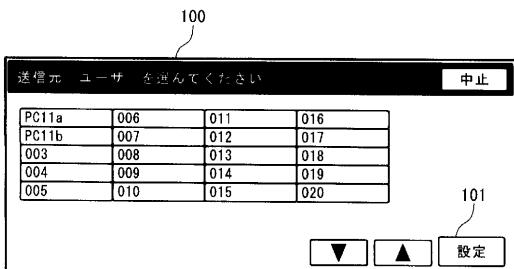
【図9】



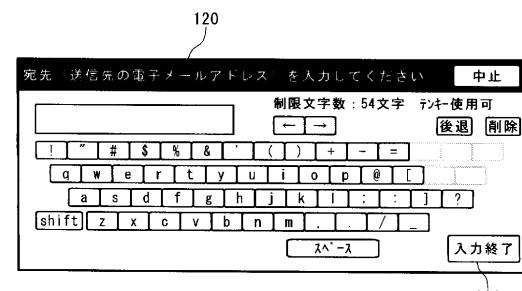
【図11】



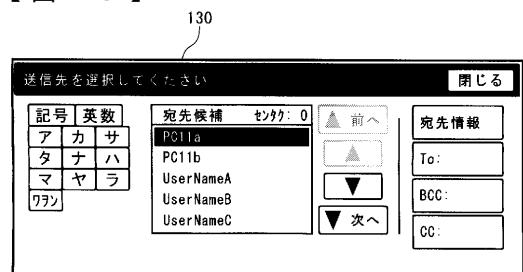
【図10】



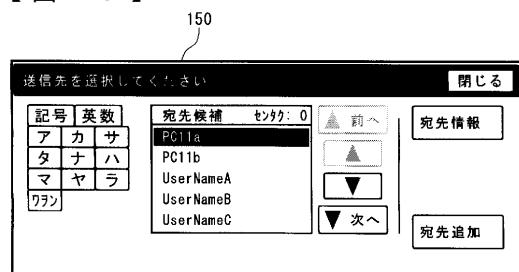
【図12】



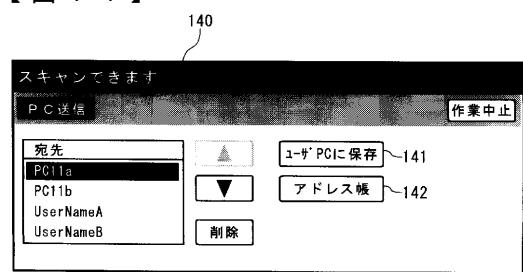
【図13】



【図15】



【図14】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平11-032126(JP,A)
特開2000-049994(JP,A)
特開平08-242326(JP,A)
特開平11-055450(JP,A)
特開2000-184118(JP,A)
特開2002-232639(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)

H04N 1/32
G06F 13/00 601
H04M 11/00 303
H04N 1/00 107